

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第1条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第54条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を、「小学校」の次に「(同法に規定する義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。
- (2) 第138条の4第1項中「規定する小学校」の次に「及び義務教育学校の前期課程」を加える。
- (3) 第189条第2項第5号、第195条第9号及び第235条第8号中「、高等学校又は中等教育学校」を「又は高等学校」に改める。

（札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例の一部改正）

第2条 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「まで」を「未満」に改め、「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第2項中「、中学校」の次に「(夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものを除く。以下同じ。)、義務教育学校の前期課程」を加え、「、特別支援学校」を「若しくは特別支援学校」に改め、「入学する際」の次に「、義務教育学校の後期課程」を、「後期課程に」の次に「入学し、若しくは」を、「又は中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第3項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
- (2) 第4条第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(3) 第9条中「、中学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を、「とき、」の次に「義務教育学校の後期課程若しくは」を、「後期課程に」の次に「入学し、若しくは」を、「又は中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。  
(札幌市就学援助審議会条例の一部改正)

第3条 札幌市就学援助審議会条例（昭和55年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「及び市立中学校」を「、市立中学校、市立義務教育学校及び市立中等教育学校」に、「教員」を「教員（市立中等教育学校にあつては、前期課程に発令された者に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

義務教育学校福移学園の設置に伴う関係条例の整備等を行うため、本案を提出する。